

令和8年度 広告事業に関する民間提案募集要項

足立区では、新たな財源の確保、事業経費の削減及び区民サービスの向上に取り組むために、広告代理店、民間企業・団体の皆様から広く広告事業に関する提案を募集します。

1 募集内容

次の内容についての提案を募集します。

- (1) 区が所有している財産への広告掲載、掲出に関する提案
- (2) その他、民間事業者が所有しているノウハウ、アイデアを活用することで、新たな財源の確保、事業経費の削減及び区民サービスの向上につながる提案
- (3) 共通封筒の作製、寄贈についての提案 ※詳細は別資料あり。

2 応募資格

法人又はその他の団体（以下「法人又はその他の団体」を「団体」とします）。

ただし、下記に掲げる条件のいずれにも該当しないこと。

※ 法人格の有無は問いませんが、個人は不可とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない。
- (3) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない。
- (4) 団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体である。
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している。
- (9) 足立区長及び足立区議会議員本人又は親族が経営している。
- (10) 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成27年3月27日区長決定、26足総契発第2106号）の規定に該当する。

(11) 足立区広報広告掲載取扱要綱（平成17年10月24日政策経営部長決定、17足政広発第354号）、又は足立区広報広告掲載基準（平成21年10月9日政策経営部長決定、21足政広発第702号）に抵触している。

(12) その他、団体又はその代表者が区と契約するにふさわしくないと区が認めるもの。

3 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）

※ 受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

4 対象施設の見学

提案を検討するにあたって、対象施設の見学を希望される場合は報道広報課にご相談ください。スケジュール等の調整をいたします。

5 応募方法

申し込みは下記の手順で行ってください。

(1) 事前ヒアリング

提案内容の概要について、報道広報課が事前にヒアリングを行います。下記担当へ電話連絡した上で、事前ヒアリングシート（様式第1号）をメールで提出してください。

事前ヒアリング終了後、区で申込みを受理できるかどうかを検討し、その結果を回答いたします。ヒアリングの結果、下記の内容が認められた場合は申し込みできません。

ア 法令、条例、規則等により実現できない場合

イ 公序良俗に反する場合

ウ 区の施策に反する又は抵触する場合

エ 区の業務に著しく支障をきたす場合

オ 政治的・宗教的内容にかかる場合

カ 区の歳出が伴い、予算上対応できない場合

キ 提案内容を実施するためのスペースが十分でない等、物理的に提案の実施が不可能な場合

ク 提案内容がすでに区で実施することが決まっている又は審査中の案件と同様、類似している場合

ケ その他、区が提案された内容を実施できないと判断した場合

(2) 必要書類の提出

事前ヒアリングの結果、提案を受理できる場合に限り、提案募集申込書のほか必要書類を添付し申込みを行ってください。

ア 提出書類と提出部数

(ア) 提案募集申込書（様式第2号）：1部

(イ) 会社概要がわかる資料（パンフレット等）：1部

(ウ) 納税証明（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）：1部（原本）

(エ) 提案書（様式自由）：2部（ご提出部数は増減する場合があります。）

(オ) 提案書補助シート（様式第3号）：1部

(カ) 区への広告料が発生する場合、その見積書：1部

※ 提案内容によっては、直近3年分の決算書類をご提出いただく場合があります。

※ 提案書のデータも、併せて送付してください。

※ 提案書の様式は自由としますが、下記の審査のポイントに沿って作成してください。

イ 提出方法

事前に提出日を報道広報課と調整した上で、直接、下記担当に持参してください。

6 選定方法

(1) 審査のポイント

審査のポイントは下記の通りです。

ア 足立区が推進している施策（特に重点プロジェクト等）との整合性

イ 広告事業に関する実績

ウ 提案内容の公益性

エ 提案内容の独自性

オ 事業の実現可能性

カ 費用対効果

キ 事業遂行能力

ク 安全性（区民への損害・被害等のおそれ）

ケ 広告主・広告内容

コ 広告内容の審査

(2) 第一次審査

書類審査を行います。また、必要に応じて、面接及びプレゼンテーションを実施します。

面接及びプレゼンテーションを実施する場合、別途、詳細をお伝えいたします。

ア 実施時期

提案書の提出からおおむね2カ月程度で実施する予定です。ただし、提案書の提出状況等により実施時期が前後することがあります。

イ 審査結果の通知

第一次審査終了後、下記の内容を示した第一次審査結果通知書を申込者あてに通知します。

(ア) 採用

(イ) 不採用

(ウ) 条件付採用

提案内容の変更等、区側が提示した条件を満たした上で提案を採用いたします。団体と関係所管課との間で継続的に協議を行います。

(エ) 提案内容競合による第二次審査の実施

提案内容が類似している場合や、スペース等が限られた広告媒体に対して、許容範囲を超えた提案があった場合等、複数の提案からの選定が必要となった場合、第二次審査を実施する場合がございます。

(3) 第二次審査

面接及びプレゼンテーションを実施します。詳細については別途、お知らせいたします。

ア 実施時期

実施決定後お知らせいたします。

イ 審査結果の通知

第二次審査終了後、下記の内容を示した第二次審査結果通知書を申込者あてに通知いたします。

(ア) 採用

(イ) 不採用

(ウ) 条件付採用

提案内容の変更等、区側が提示した条件を満たした上で提案を採用いたします。団体と関係所管課との間で継続的に協議を行います。

7 採用期間

採用期間（契約期間）については、採用決定後、協議いたします。ただし、開始時期は令和8年度又は令和9年度とします。

なお、採用期間（契約期間）終了後、引き続き区で同様の事業を実施する場合、優先的に採用する等の優遇措置はありません。

8 広告内容等の審査

広告主、広告内容の審査は、採用決定後、改めて実施いたします。提案の採用決定をもって、広告主、広告内容の確定ではありませんのでご注意ください。

広告主、広告内容の審査は、足立区広報広告掲載基準第4条、第5条、第6条、第7条を準用して実施します。

9 応募にあたっての留意点

(1) 公募等の実施

次の項目に該当する場合、改めて公募、入札等を実施する場合があります。あらかじめご了承ください。

ア 区の歳出が伴う提案

イ すでに、同様又は類似の事業が区で実施されている提案

（例：印刷物への広告掲載）

ウ 施設命名権（ネーミングライツ）に関する提案

(2) 選定審査の前倒し

区にとって著しく有用な提案で、かつ、限られた時期までに実施しなくてはならないと区が認めた場合は、応募期間終了を待たずに審査を行い、提案の採用の可否を決定いたします。

毎月1日に、前月に申込みを受理した提案について、前倒しの選定審査実施の判断をいたします（前倒しが決定した場合のみご連絡いたします）。

(3) 使用許可等

提案の内容によっては、行政財産の目的外使用許可等の許可及びそれに伴う使用料の支払

いが必要になる場合があります。

(4) 応募書類の取扱い

ア 応募書類の開示

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第6条により開示請求があった場合、採用された団体の応募書類は原則開示することとします。ただし、その場合は事前に区と団体とで協議を行い、同条例第8条（2）に該当しない範囲で開示等の決定をします。

イ 応募書類の返却

応募書類は返却いたしません。ただし、不採用となった団体の応募書類は提出時に返却を希望された場合のみ返却いたします。

ウ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

(5) 採用された提案の公表

採用された提案については区ホームページ等を用いて公表します。

(6) 費用負担

事前ヒアリング、提案にかかる費用（提案書作成を含む企画のための費用や来庁のための交通費等）及び、提案が不採用となった場合の賠償・費用負担は、一切、区は負担しません。

(7) 採用決定から事業実施までの期間

採用決定後、提案実現に向けてさらに詳細を関係所管課とつめた上で、提案実施に関する協定等を締結します。また、広告内容等の審査も行います。そのため、採用決定から事業実施まで、時間を要することがあります。

【担当】

足立区報道広報課デジタル情報・広告係（足立区役所南館9階）

電話：03-3880-5514（直通）

FAX：03-3880-5610

Eメール：eizo-koho@city.adachi.tokyo.jp